

案

令和2年10月21日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田義典 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他の
はん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、
生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、
半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生
産用機械・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 富田義典

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同
部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材
産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、
その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月24日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、
建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・
フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改
正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

区分	氏名	現職
公益代表	飛石 昇	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 前理事長
	富田 義典	国立大学法人佐賀大学 名誉教授
	安永 治郎	安永法律事務所 弁護士
労働者代表	岩田 和己	全国一般佐賀労働組合 専従書記長
	原 憲一	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長
	俣野 勝敏	UAゼンセン佐賀県支部 支部長

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。以下同じ。）、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業又はその他の生産用機械・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 870円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり